第四十三条第一項の表講習手数料の項中

小型特殊自動車免許（第九十条第一項第二号イ又は第百一条第一項第二号イに掲げる者に対する免許をいう。）を受けようとする者であつて、第百一条の四第一項又は第百一条の七第一項の規定により指定自動車教習所（第九十条第一項第二号イ又は第百一条第一項第二号イに掲げる者に対する免許に係るものに限る。）において行う技能教習を受けたもの（第百一条の四第一項又は第百一条の七第一項の規定により指定自動車教習所において行う技能教習を受けたものの結果により基づいて行う技能検定に合格した者を除く。）	千六百五十円	三千四百円	百五十円		
小型特殊自動車免許（第九十条第一項第二号イ又は第百一条第一項第二号イに掲げる者に対する免許をいう。）を受けようとする者であつて、第百一条の四第一項又は第百一条の七第一項の規定により指定自動車教習所（第九十条第一項第二号イ又は第百一条第一項第二号イに掲げる者に対する免許に係るものに限る。）において行う技能教習を受けたもの（第百一条の四第一項又は第百一条の七第一項の規定により指定自動車教習所において行う技能検査の結果により基づいて行う技能検定に合格した者に限る。）	千六百五十円（当該認知機能検査のお知らせが低下のおそれがあると認められた者であつて、当該認知機能検査の結果が基準内であつて閣府令で定めるものとしてこれらの者がこれらの者であることが明らかでないものとしてこれらの者がこれらの者であることが明らかでないものとしてこれらの者がこれらの者であることが明らかでない				